

編集・発行
奈良県農業会議(奈良市登大路町・県庁内)
TEL 0742-22-1101 (内線5623~9)
FAX 0742-24-8576

トピックス

奈良県担い手育成・確保推進大会開催

——奈良県担い手育成総合支援協議会——

奈良県担い手育成総合支援協議会(会長 増井勲 県農業会議会長)は、平成22年2月25日、斑鳩町興留の「いかるがホール」において、「平成21年度

奈良県担い手育成・確保推進大会」を開催しました。次代を受け継ぐ意欲ある担い手の確保とその担い手に対する利用集積を実現するため、農



業関係者及び関係機関・団体が連携しながら、担い手の育成・確保対策推進に向けた総合的な施策の展開を図ろうと開催されたもので、県内の農村集落リーダーら530人が参加しました。開会に当たり増井会長は、「奈良県下において、1人でも多くの認定農業者、1つでも多くの集落営農の組織化・法人化を進めることが緊急の課題であります。県段階では、7つの団体が一致団結して、担い手確保の具体的な運動に取り組んでいる。本日参集の皆様方も趣旨を理



解のうえ、現場での取り組みを進めていただきたい」と挨拶されました。

大会では、近畿農政局から、所得補償制度モデル対策について説明をいただきました。また、優良認定農業者の表彰伝達式で、農林水産省経営局長賞を受けた山添村認定農業者の岡田修氏が「岡田農園の取り組みについて」と題した活動事例発表を行ったほか、集落営農組織の法人化に向けた取り組みの推進や、経営的特徴とそその活かし方、経営改善手法などについて、税理士・中小企業診断士の安達長俊氏から「集落営農の発展を目指して」と題した講演を行っていただきました。



「遊休農地解消活動推進研修会」を開催 — 農業委員会による活動の強化をすすめるため —

県農業会議（増井勲会長・写真）は、平成22年3月12日、樫原市小房町の「かしはら万葉ホール」において、「平成21年度遊休農地解消活動推進研修会」を開催しました。



県内外の遊休農地対策の優良事例に学び、県下農業委員会による遊休農地の再生利用の取り組みの、より円滑にかつ迅速な実施を目指し研修会を開催したもので、県下市町村農業委員、農業委員会関係者ら140名が参加しました。

地法改正等に伴う農業委員会での取り組み手法の説明の後、全国の市町村で取り組まれている事例を紹介いただきました。県外の優良事例としては、富山県の砺波市農業委員会会長の五十野正史氏から「砺波市農業委員会の実践活動について」と題してお話いただきました。

開会にあたり増井会長は、「昨年度は、農業委員会と市町村を主体に、県内全域の現状を把握するために全体調査が実施されました。解消計画を策定し、耕作放棄地の再生利用に向け、農業委員会をはじめ県下農業関係機関などと連携を図り、地域の実情にあった解消への取り組みを実践していかねばなりません。これまでも、農業委員会が主体となつて解消活動に取り組む事例が見られたが、近年、取り組み市町村が多くなつてきているように思う。今後も取り組み市町村がますます増えることを祈念するところです」と挨拶されました。

砺波市農業委員会では、活動指針の中に「耕作放棄地解消に向けた実践活動を行う」と位置づけ、27名の農業委員により「開かれた」「行動する」「勉強する」をモットーに、「一丸となつて全員で活動する体制が取られています。平成20年度には、全体調査を踏まえ所有者への意識調査の実施や、永続的な営農を前提に3か所を選定し、モデル的に農業委員自らが解消作業を行うこと。農地パトロールを積極的に実施するなどの取り組みが行われました。

事例報告では、全国農業会議所より「遊休農地解消に向けた農業委員会の取組事例」と題して報告されました。遊休農地対策の基本的な考え方や、農

解消前の状況から解消に至るまでの経緯、解消後の取り組みの現状について苦労話を交えて説明を受けました。

事例報告では、全国農業会議所より「遊休農地解消に向けた農業委員会の取組事例」と題して報告されました。遊休農地対策の基本的な考え方や、農

県内の優良事例としては、葛城市農業委員会会長の堀川雅由氏から「遊休農地解消活動について」と題してお話いただきました。

事例報告では、全国農業会議所より「遊休農地解消に向けた農業委員会の取組事例」と題して報告されました。遊休農地対策の基本的な考え方や、農

葛城市農業委員会では、平成21年度の農業委員会活動として、耕作放棄地の解消と農地パトロールの強化という目標を掲



げ、主に耕作放棄地の解消事業に取り組む「遊休農地活用委員会」と、農地パトロールや耕作放棄地の調査に取り組む「農地調査委員会」が設置されました。

21年度の取り組みとして、遊休農地活用委員会の14名は、葛城市大田地区内の5年間放置された遊休農地17アールを農地に復元し、観衆用綿と米粉用多収品種米ホシアオバを交付されました。収穫した綿や米粉は、市のイベントで販売し、遊休農地の解消に向けたアピールが行われました。

また、農地調査委員会の12名は、9月から11月にかけて農地パトロールを実施されました。市内を5ブロックに分けて各ブロックに班長を選出し、耕作放棄地の二筆調査や無断転用に有無について調査されたとのことでした。

戸別所得補償モデル対策が4月からスタート

自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルでわかりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策がセットで行われます。

自給率向上事業 (水田利活用自給力向上事業)

—自給率向上のための戦略作物等への助成—

米の生産数量目標の達成に関わらず助成されます

自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援が行われます。

交付対象者

捨てづくり防止の要件を満たし、交付対象作物を生産する農業者・集落営農が助成の対象となります。

交付金単価 (全国一律)

作物	単価 (10アール当たり)
戦略作物 麦、大豆、飼料作物	3.5万円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用・WCS用稲)	8.0万円
※1 そば、なたね、加工用米	2.0万円
※2 その他作物 (県単位で単価設定いたします)	1.0万円
二毛作助成 (主食用米と戦略作物、戦略作物同士の組み合わせ)	1.5万円

- ※1 戦略作物: 麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米
- ※2 「その他作物」の単価や激変緩和措置に伴う単価は、2～3月頃に具体化する予定です。
- ※ 「捨て作り」には交付されません。出荷契約の締結や収穫、出荷・販売を行うことが必要です。
- ※ 交付対象面積は、対象作物ごとにアール単位 (1アール未満は切り捨て) となります。
- ※ 水田経営所得安定対策の固定払の交付を受けている農家が、今年から新たに新規需要米を生産し、助成を受けようとする場合は、麦・大豆からの作付転換分に相当する固定払の交付申請を行わないことが必要です。

激変緩和措置

これまで取り組んできた団地化・集団化など、地域での生産体制を維持できるよう、交付単価がこれまでの対策に比べて減額する地域の影響が、できる限り緩和されます。

加入申請・支払時期

交付金を受け取るためには、加入申請書、交付申請書などの提出が必要になります。加入申請は、地域水田農業推進協議会等を通じて、奈良農政事務所へ提出してください。

加入申請	4月～6月
支払い	12月～3月

お問い合わせ先

近畿農政局 奈良農政事務所 農政推進課 電話0742-23-1281

詳しくは、農林水産省のホームページを。 http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html

米のモデル事業 (米戸別所得補償モデル事業)

—自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成—

米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農が助成の対象です

自給率向上のための環境整備を図るために、米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家・集落営農の皆さんに対して、主食用米の作付面積10アール当たり1万5千円が定額交付されます。米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行われます。

交付単価 (全国一律)

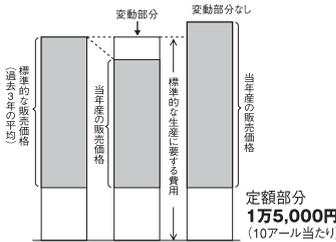
定額部分 (10アール当たり)	1.5万円 (恒常的なコスト割れ相当分の助成)
変動部分 (10アール当たり)	22年度の販売価格が過去3年間の販売価格を下回った場合に、その差額を基に算定

交付対象者

「生産数量目標」の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稲共済加入者 (当然加入面積未満の場合は、21年度の出荷・販売の実績のある方) が対象となります。

交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米用に供される分として一律10アールを差し引いた面積に支払われます。



集落営農で加入することのメリット

戸別経営よりも効率的な経営が行えるので、農家1戸当たりの所得が大幅に増大します。

集落営農で水稲共済に加入すれば、水稲作付面積が10アール程度の農家も交付が受け取れます。

「新規に農業を始めるための就農相談会が、全国農業会議所等の主催で、平成22年2月13日(土)大阪市の梅田スカイビルで開催され、580名の参加者でおおいにぎわいました。」

当日は、全国の都道府県や市町村・農業法人ごとのブースが設置され、新たに農業を始めるため、または、農業法人への就職希望者などのために個別相談を行いました。奈良県農業会議においても、奈良県農業法人協会と合同でブースを設置しました。県下で求人を行っている農業法人のうち3法人の担当の方に来場頂き、就職希望者に対する相談を行って頂きました。「会社の雇用対策はもちろんです、地域農業の後継者として期待しています」と担当の方々は声をそろえら

れます。参加法人の中には訓練施設を完備し、職業訓練を実施している法人もあり「今回のような取り組みをきっかけにして、1人でも多くの担い手を育成していきたい」と熱く語っておられました。

また、奈良県が設置した就農相談ブースにも職員が参加し、総合的な就職相談に対応しました。

当日は、全国農業会議所からの依頼により、新規就農者として奈良市で活躍されている伊川健一氏も会場にかけつけ、新規就農の先輩として相談者に対するアドバイスを送っていただきました。

「新農業人フェア'10」 「新規就農相談会」 開催される



“農”へのメッセージ



山添村農業委員会会長

井岡 正守

山添村は、奈良県の東北部に位置する、総面積64.77km²の中山間地域です。

農用地面積は、905ha(水田404ha、畑139ha、樹園地362ha)です。その中で、耕作放棄地面積は平成20年度の一耕作放棄地調査において、118ha存在しているとの調査結果が発表されました。しかしながら、水田台帳の「自己保全管理水田」は100haにも及びますが、その面積は耕作放棄地面積には算入されていません。

調査の対象になつていないそれらの面積を合わせると、本村では360haにもなる耕作放棄地が存在しているものと推測されます。

これは、本村の耕地の分布が中山間特有の形態であることが影響しているものと考えられます。山間谷間の水路を縫って開田された耕地(水田)、緩傾斜を利用した畑地開墾が線状或いは点在している状況下で農業の機械化、

兼業化に伴って狭窄、急峻な耕地からの耕作放棄地化・遊休化が進み、その面積が徐々に拡大しています。昨今の有害鳥獣、特に猪・鹿がその拡大に拍車をかけたものです。

そのような状況の中で、農地として解消できるような耕作放棄地は、我が村では少ないと考えています。放棄地を他の土地活用でその解消を図るしか方法がないのではないかと。具体的には、農地のままでの栗や梅など永年性ものの果樹などの樹園地としての利用や、里山の景観からの落葉樹等の植栽、杉・檜などの林産物としての植林など、山林としての土地活用を図っていくことが、山添村の耕作放棄地解消策と考えます。

その中で「農業委員会」の役目としては、営農に期する農地は保全し、さらに農産物の量産を目指した取り組みを進めます。また、耕作出来なくなった農家の農地については、担い手への斡旋や集落での活用を図っていきます。逆に耕作放棄地として長年にわたり活用のない農地については、土地の有効活用と景観保全から、転用も踏まえ適切な活用の指導を行っていくことが、中山間にある農業委員会の役目であると自覚しております。

農業会議だより

農業委員会の活動強化を図るため「農地制度実施円滑化事業費補助金」を活用しよう

平成21年12月に農地法等の一部を改正する法律が施行され、転用規制の見直し、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等が行われ、これに伴い農業委員会が行う新たな事務も創設されました。

このため、農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会が従来の事務に加え、

新たに担うこととなる事務を適切かつ円滑に執行できるよう、「農地制度実施円滑化事業費補助金」が創設されました。

農村現場で農地制度の運用にあたる農業委員会が、農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく事務を適切かつ円滑に実施することが目標とされています。

事業の内容は、

① 農地法に基づく事務の適正実施のための支援として、

- ア. 農地等の利用関係の調整
- イ. 農地の利用状況調査
- ウ. 農地等訴訟事務処理
- エ. 農地等の台帳の調査等

オ. 農地の権利移動・借賃等の調査

② 農地の有効利用を図るための支援

各農業委員会においてこの補助金を積極的に活用し、事務局体制の整備並びに農業委員会活動を強化しましょう。

《全国農業図書 新刊紹介》

● 農家の経営承継と相続税贈与
与税納税猶予制度のあらまし

相続税制度のあらまし、相続税・贈与税の納税猶予制度の概要、猶予の計算例をわかりやすく説明。相続時精算課税制度も収録しています。農業委員研修などに最適な冊子です。……………400円

● 相続によって農地の権利を取得したときは…「農業委員会への届出」が必要です(リーフ)

平成21年12月15日に改正

農地法が施行され、相続等により、農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならぬことになりました。農家等に注意を喚起するための啓発用として、配布や農業委員会での窓口設置などに最適なリーフレットです。……………20円

● 農業経営を法人化しませんか?(リーフ)

09年の改正農地法に対応。農業生産法人の意義と利点、設立の仕方などをわかりや

すくまとめた、PR用リーフレットです。……………70円

《県農業会議関係会議日程》

- 5月6日 常任会議員会議
- 5月7日 農業委員職員協議会
理事会
- 職員協議会女性部
打合会
- 5月17日 農業委員会職員研修会
- 6月2日 常任会議員会議
- 7月2日 常任会議員会議
- 7月3日 新・農業人フェア